

建築物等の解体等の作業における石綿障害予防規則適用一覧表

令和6年4月1日  
一般社団法人 J A T I 協会

本表は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体等の作業時に、石綿障害予防規則がどのように適用されるかを示したものであり、令和6年4月1日の改正規則の施行に合わせて改訂した。

対象となるのは、石綿及び石綿含有率が0.1重量%を超える製剤(製品)であり、石綿とは、繊維状を呈している①クリソタイル(白石綿)、②アモサイト(茶石綿)、③クロシドライト(青石綿)、④トレモライト、⑤アクチノライト、⑥アンソフィライトをいう。

解体等に際しては、石綿障害予防規則だけでなく、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針、関連通達等を参考にして作業を実施することが必要である。

なお、適用の有無は、○：適用、△：場合によって適用、×：適用せずとして示した。

| 実施項目                                      | 吹付け石綿の処理<br>【レベル1】         |           | 石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の解体・改修<br>【レベル2】 |         | 石綿含有成形品(成形板等)の解体・改修<br>【レベル3】 | 石綿含有仕上塗材の除去 | 石綿製品の取扱い作業(ばく露するおそれのない作業は除く) |
|-------------------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|---------|-------------------------------|-------------|------------------------------|
|                                           | 除去、封じ込め及び石綿等の切断等の作業を伴う囲い込み | 左記以外の囲い込み | 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴う作業             | 左記以外の作業 |                               |             |                              |
| 事前調査及び分析調査(第3条)注1)                        | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 作業計画(第4条)                                 | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 事前調査の結果等の報告(第4条の2)注2)                     | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 作業の届出(第5条)注3)                             | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ×                             | ×           | ×                            |
| 吹付け石綿及び石綿含有保温材等の除去における作業場所の隔離・負圧(措置)(第6条) | ○                          | ×         | ○                                 | ×       | ×                             | ×           | ×                            |
| 成形板等(成形品)除去時の措置(第6条の2)                    | ×                          | ×         | ×                                 | ×       | ○注4)                          | ×           | ×                            |
| 仕上塗材を電動工具で除去する際の措置(第6条の3)                 | ×                          | ×         | ×                                 | ×       | ×                             | ○注5)        | ×                            |
| 除去以外の労働者の立入禁止/表示(第7条)                     | ×                          | ○         | ×                                 | ○       | ×                             | ×           | ×                            |
| 請負人に石綿使用状況の通知(第8条)                        | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 注文者の衛生コストに対する配慮(第9条)                      | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 切断等の作業の措置:湿潤化等(第13条)注6)                   | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○注7)                          | ○注7)        | ○                            |
| 切断等の作業の措置:保護具等(第14条)                      | ○注8)                       | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 関係者以外の立入禁止/表示(第15条)                       | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 石綿作業主任者の選任/職務(第19~20条)                    | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 特別の教育の実施(第27条)                            | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 洗浄設備(第31条)                                | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 容器等(第32条)                                 | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 使用された器具等の付着物の除去(第32条の2)                   | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 喫煙等の禁止/掲示(第33~34条)                        | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 作業の記録(第35条)注9)                            | △                          | △         | △                                 | △       | △                             | △           | △                            |
| 作業計画による作業の記録(第35条の2)                      | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ×                            |
| 作業環境測定、評価/措置(第36~39条)注10)                 | △                          | △         | △                                 | △       | △                             | △           | △                            |
| 健康診断の実施/報告(第40~43条)注9)                    | △                          | △         | △                                 | △       | △                             | △           | △                            |
| 呼吸用保護具の備付け(第44~45条)                       | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |
| 保護具の持ち帰り禁止(第46条)注11)                      | ○                          | ○         | ○                                 | ○       | ○                             | ○           | ○                            |

注1) 建築物及び船舶の事前調査を行う者ならびに分析調査を行う者は資格が必要。

注2) 床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修及び工作物の解体・改修工事、20トンの船舶の解体・改修工事。

注3) 建設業・土石採取業は、安衛法第88条による届出(14日前まで)。

注4) 特に石綿等の粉じんが飛散しやすいもの場合は隔離(負圧不要)して常時湿潤化又は除じん性能を有する電動工具を使用。現状、けい酸カルシウム板第一種が該当。

注5) 電動工具(電動ディスクサンダー・電動グラインダー)を使用する場合は隔離(負圧不要)して常時湿潤化又は除じん性能を有する電動工具を使用。

注6) 湿潤化が困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用。

注7) 一部は、第6条の2第2項又は第6条の3で規定。

注8) 電動ファン付き呼吸用保護具又は同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用。

注9) 常時作業の場合。

注10) 6ヶ月以上継続して作業を行う場合。

注11) 保護具に付着した石綿を除去した場合は適用外。

備考1: ①吹付け石綿には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライトがある。

②石綿含有耐火被覆材とは、石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種がある。

③石綿含有断熱材には、石綿含有煙突用断熱材、石綿含有屋根折版用断熱材がある。

④石綿含有保温材には、石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有パーミキュライト保温材、石綿含有不定形保温材(石綿含有水練り保温材)がある。

備考2: 厚生労働省、環境省「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」等が参考になる。